

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成 3 1 年 4 月 1 日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
植栽の剪定及び草刈り等作業	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト	令和6年1月31日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和 5 年 5 月 2 5 日（木） 1 5 時 0 0 分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。）

- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所
岩国海洋環境試験評価サテライト 会議室（試験棟 1 階）
（山口県岩国市長野 1 8 0 5 - 1）

- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- ⑦ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。

- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除

- 7 入 札 の 無 効
- ① 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- ② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する辞退が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

- 1 0 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他
① 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

- ② 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

- ③ 提出資料 (1) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の5日前までに提出するものとする。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

(3) 委任状については、入札日までに提出するものとする。

- ④ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

- ⑤ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- ⑥ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

- ⑦ 落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

- ⑧ 契約締結時までに令和5年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算の成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

- ⑨ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒740-0045

住所 山口県岩国市長野1805-1

TEL 03-3268-3111（内線27905）

防衛装備庁仕様書

1 / 4

品 件 名	植栽の剪定及び草刈り等作業	仕様書番号	SE-05-1-RA-0027
		作成年月日	令和5年2月22日
		作成部課名	艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サ テライト業務班

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は草刈り等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

2 役務に関する要求

(1) 概要

本作業は、草刈り、雑草の除去を実施するものである。

(2) 役務実施場所

防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト
(山口県岩国市長野1805-1)

(3) 役務内容

植栽の剪定、草刈り、雑草等の除去

- ① 植栽の剪定は役務実施場所に植えているカイズカイブキを対象に行うものとし、実施回数は6月～12月の間において2回実施する。役務場所の詳細については別図1を参照するものとする。
- ② 草刈りは地面から1cm以内に刈るものとし、雑草・外柵に絡まった蔓・低木草の除去を行うものとする。
- ③ 草刈りは草の生えていない舗装面等を除いた9,845㎡を行うものとし、実施回数は6月～12月の間において4回実施する(1回あたり9,845㎡)。役務場所の詳細については別図2を参照するものとする。
- ④ 雑草等の除去は草刈り作業に合わせて行うものとする。

(4) 提出書類

契約相手方は表に示す書類を官に提出するものとする。

表

名称	数量	提出時期	提出場所	備考
作業報告書	1部	検査実施前まで	防衛装備庁艦艇 装備研究所岩国 海洋環境試験評 価サテライト	様式任意 (作業前写真、作業後 写真を添付 すること)

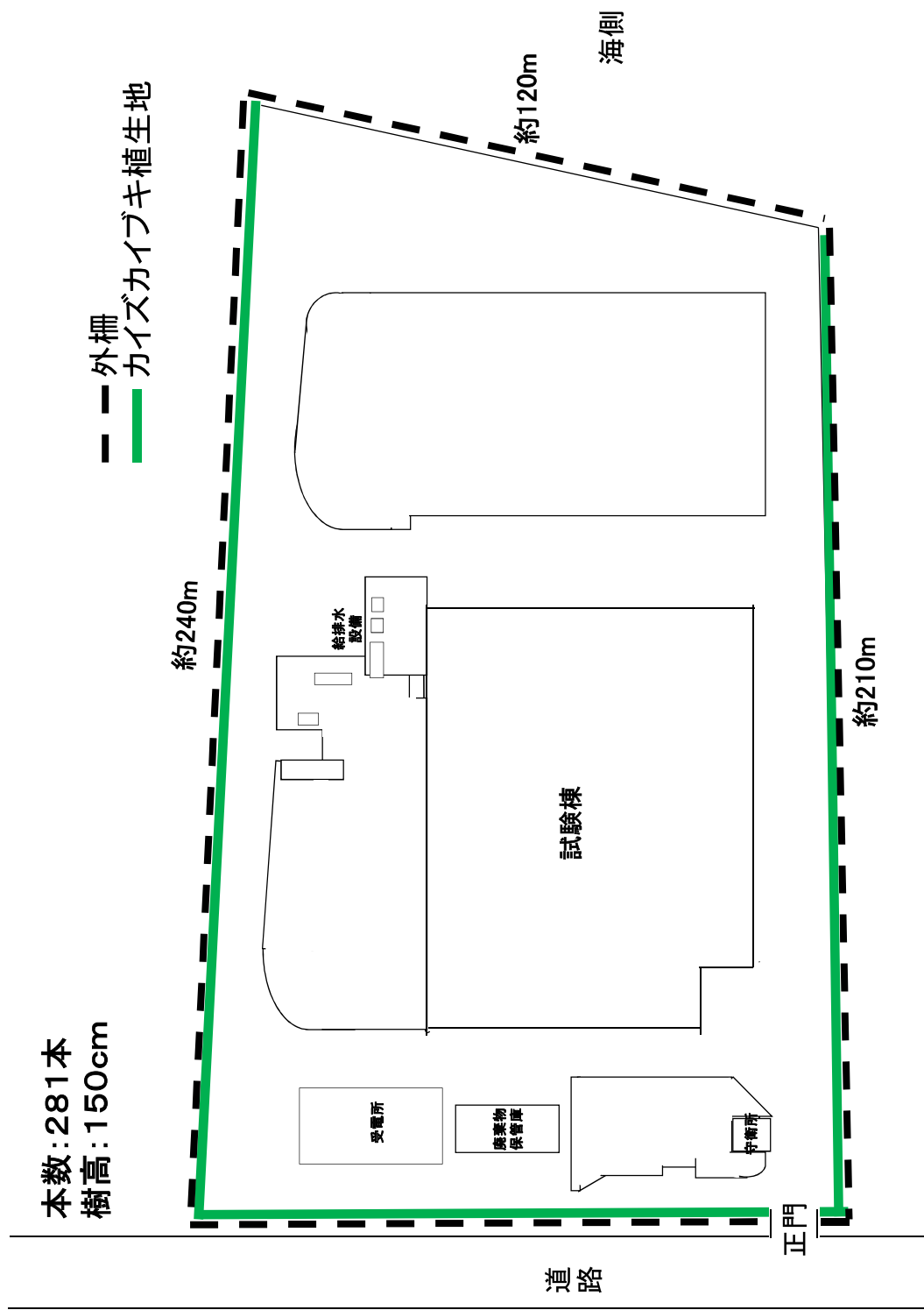
(5) 検査

目視検査及び作業報告書により実施する。

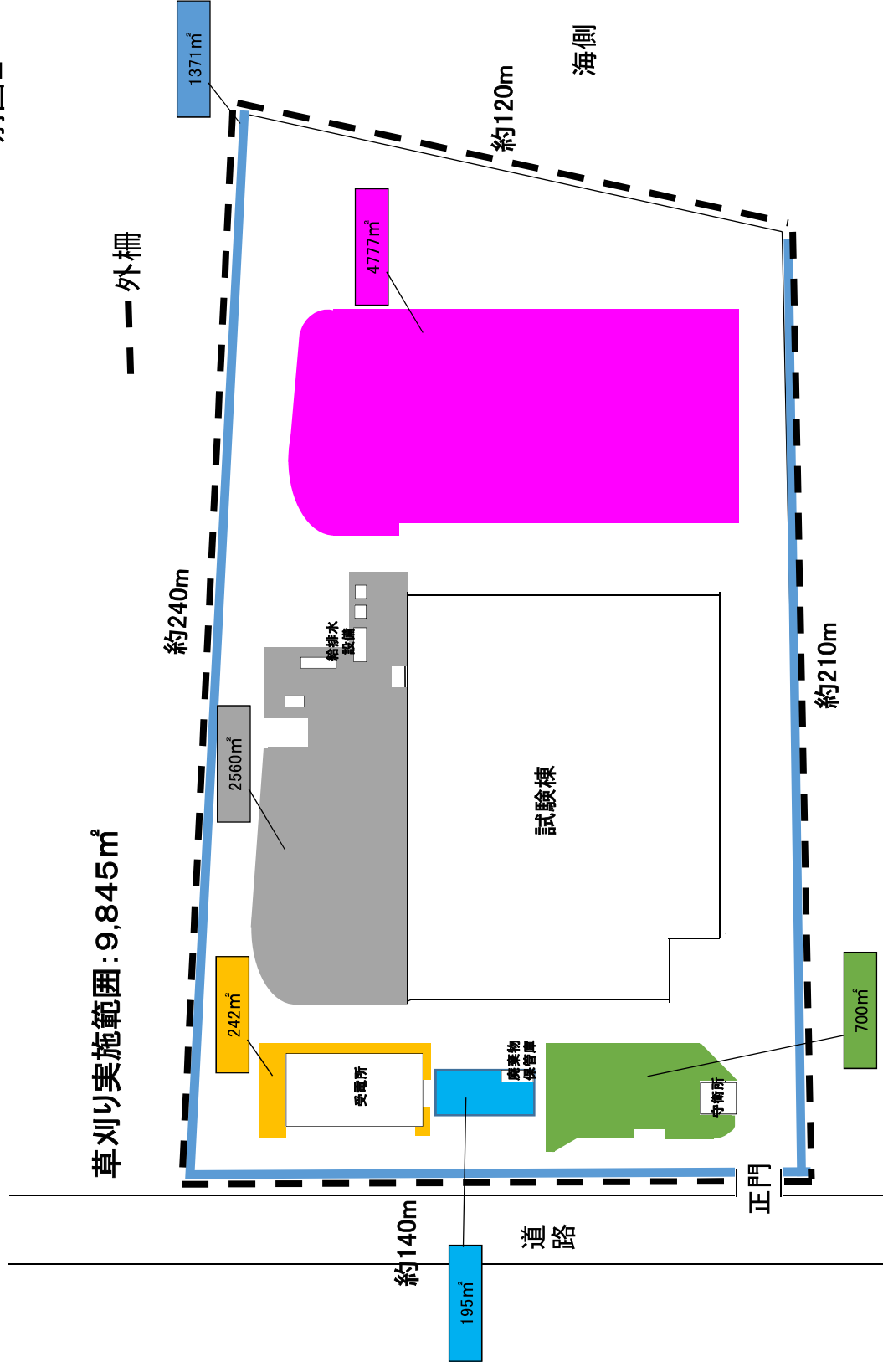
3 その他

- (1) 役務実施時期については、予め官と調整し、指示に従うものとする。
- (2) 契約相手方は、官の業務に支障を与えないように本作業を実施するものとし、毎回作業終了後、清掃を行うものとする。また、本作業において発生した草、作業範囲にあるゴミ、落ち葉等の除去・処分を行うものとする。当日持ち帰れない草木等は、官と調整の上、一時集積し、後日速やかに除去処分するものとする。
- (3) 本役務に際しては、十分な安全対策を実施するものとし、事故発生による責任は、すべて契約相手方が負うものとする。
- (4) 本役務を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合は、官へ報告のうえ、契約相手方の責任において速やかに原状に復するものとする。
- (5) 作業に必要な器材等は、契約相手方が用意するものとする。
- (6) 契約相手方は、本作業の実施に当たり官の設備等を使用する場合は、予め官と協議の上、無償で支援を受けることができる。
- (7) 本役務の実施に当たり官と密接な連絡を保ち、作業の円滑な実施を図るものとする。
- (8) 本役務で発生した発生材は、契約相手方の責任において関係法令に則り適法合规に処理するものとする。
- (9) 草刈りは、刈払機等で行い、使用が困難な場所にある雑草については手作業にて刈るものとする。
- (10) 外柵等に這っている蔓性植物は手作業にて除去し、法面にある雑草を刈る場合は、法面の土を落とさないように行うものとする。
- (11) 仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

4枚中の3枚
別図1



4枚中の4枚
別図2



公 告	番 号	第38号
	年 月 日	令和5年3月29日

入札書

令和5年5月25日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 廣島 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり見積します。

金 額	納 地	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト		
	履行期限	令和6年1月31日		
	業者コード			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
植栽の剪定及び草刈り等作業		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒740-0045

山口県岩国市長野1805-1

艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト 分任支出負担行為担当官 宛

「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

